

介護予防支援の指定について

介護保険法の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づき、地域包括支援センター設置者の他、居宅介護支援事業者においても介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

これに伴い、本市では居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定にあたり、以下のとおり取扱いします。

1 介護予防支援の指定を受ける要件

「清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成 30 年 3 月 28 日条例第 2 号）で規定する居宅介護支援の指定又は他市で居宅介護支援の指定を受けていること。

2 指定申請から登録までの流れ

- (1) 指定申請の受付期間を設定（令和 6 年度は 6 月、12 月の 2 回）
- (2) 市内外の居宅介護支援事業者から指定申請書を受理する。
- (3) 介護保険地域密着型サービス等運営委員会にて、介護予防支援事業者の申請状況を諮る。
- (4) 指定通知書を交付する。

介護保険地域密着型サービス等運営委員会にて審議する理由

介護保険法第 115 条の 22 第 4 項では、「市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定されていることから、本委員会では介護予防支援事業者の申請状況を報告・審議することとします。

参考 介護保険法第 58 条第 1 項 （介護予防サービス計画費の支給）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

3 介護予防支援事業者の申請状況

(1) 申請受付

受付期間	事業者数
令和6年11月5日（火） ～12月26日（木）	1

(2) 申請者

フリガナ	イリョウハウジンセイジュカイ ゴジョウガワキョタクカイ ゴシエンジギョウショ
名称	医療法人生寿会 五条川居宅介護支援事業所
主たる事務所の所在地	名古屋市昭和区山花町50番地
指定期間	自 令和7年2月1日～ 至 令和13年1月31日

事業所

フリガナ	ゴジョウガワキョタクカイゴシエンジギョウシヨ		
名称	五条川居宅介護支援事業所		
所在地	清須市春日新堀 3 3 番地		
○人員に関する基準の確認に必要な事項			
従業者の職種・員数（人）	担当職員		※ 1 人は管理者と介護支援専門員を兼務
	専従	兼務	
	常勤（人）	2	
	非常勤（人）		

報告事項

令和6年度地域密着型サービス事業者の公募結果

以下の期間において、事業者を公募しましたが応募はありませんでした。
なお、来年度につきましても、清須市高齢者計画・第9期介護保険事業計画に基づき、引き続き公募を検討していきます。

公募結果

地域密着型サービスの種類	・（介護予防）小規模多機能型居宅介護又は 看護小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
募集期間	令和6年8月5日（月）～9月20日（金）
結果	応募なし